

水俣市企業立地条例に係る奨励措置適用工場等指定及び
奨励措置（固定資産税課税免除、雇用促進奨励金）

申請の手引き

令和 7 年度

水俣市

経済観光戦略課・税務課

1 事業の概要

本市産業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的として、市内に工場等の新設又は増設を行う者に対して奨励措置（固定資産税課税免除、雇用奨励金の交付）を行います。

【奨励措置の内容】

- (1) 最大3年間の固定資産税の課税免除
※ 最初の賦課期日により免除期間が異なる。
- (2) 雇用奨励金の交付
1年以上の継続雇用に対し、1人10万円（上限30人）
※1年限りの交付

2 指定の対象施設

◆ 次に該当する施設が指定の対象です。

- (1) 土地建物、機械装置工具を設備し、常用従業員を雇用して、物品の製造、加工、組立、再生、修理、保管、検査及び研究を行う施設並びにソフトウェア等の設計、開発等を行う施設等
- (2) 健康、保養等を目的とした健康保養施設等
- (3) 観光のための娯楽、宿泊等を目的とした施設並びに運輸施設等※
※ 風俗営業及び風俗関連営業は除く。
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の適用を受ける施設
適用業種：製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業
- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の適用を受ける施設
適用対象：熊本県地域未来投資促進基本計画に記載の事業で熊本県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた者
- (6) その他市長が特に認める事業施設として規則で定める施設等

3 対象施設指定要件

2の指定の対象施設により要件が異なります。

以下(1)～(3)のいずれかに該当すれば適用対象です。

(1) 2 指定の対象施設(1)～(3)・(6)の場合

対象となる設備投資	地方税法第341条に規定する土地、家屋、償却資産の新増設
取得額	投下固定資産総額※が1千万円以上

※ 投下固定資産総額とは：

新設等を行った工場等の固定資産（地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産）の取得価額の消費税を含まない合計額。

(2) 2 指定の対象施設(4)の場合

資本金の規模、業種等により次のとおり異なります。

事業者の規模 (資本金)		5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・建物 付属設備、構築物の新增 設、製作、改修等に係る 取得	機械・装置、建物・建物付属設 備、構築物の新增設に係る取得	
対象業種 ・ 取得額	製造業・旅館業	500 万円 以上	1,000 万円 以上	2,000 万円 以上
	農林水産物販売業・ 情報サービス業等	500 万円以上		

(3) 2 指定の対象施設(5)の場合

対象となる設備投資	当該事業の用に供する土地、建物、償却資産（構築物のみ）
対象業種	熊本県地域未来投資促進基本計画に記載の事業
対象となる設備投資	取得価額下限：1 億円以上（農林漁業 5 千万円以上）

4 奨励措置適用工場等指定申請について

水俣市企業立地条例に係る優遇措置（固定資産税課税免除、雇用促進奨励金）を受けるためには、奨励措置適用工場の指定を受ける必要があります。

必要書類	＜申請時必要書類＞ ① 奨励措置適用工場等指定申請書（様式第 1 号） ② 事業計画書（様式第 2 号） ③ 売買契約、工事契約書等の写し（取得価額が分かるもの） ④ 事業所全体の見取り図 指定申請を行う土地、家屋及び生産設備（償却資産）の位置並びにその面積、又は用途等を明示した平面図、立面図 (新規雇用がある場合) ⑤ 新規地元雇用名簿 ⑥ 労働者名簿の写し（労働基準法第 107 条の規定によるもの）
申請及び 問合せ先	〒867-8555 水俣市陣内 1 丁目 1 番 1 号 水俣市経済観光戦略課経済振興室（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 平日のみ） 電 話：0966-61-1628 F A X：0966-62-3311 E メール：keizai@city.minamata.lg.jp
申請期限	令和 8 年 1 月 30 日（金） ※令和 7 年中の事業開始分の申請期限

5 固定資産課税免除申請について

固定資産税課税免除を受けるためには、奨励措置適用工場等指定申請及び課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに申請が必要です。

必要書類	<申請時必要書類> ① 固定資産税の課税免除申請書（様式第1号） ② 新設し、又は増設した事業（製造業等）の用に供する設備等に関する明細 ③ 課税免除の対象となる償却資産申告書の種類別明細書（増加資産） ④ 国税官署への青色申告承認申請書（青色申告承認）の写し、又は最新の法人税の確定申告書の写し ⑤ 法人税法施行規則別表第16「減価償却資産の計算に関する明細書」及び附表の写し、又は特別償却をしない理由書 ⑥ 提出書類確認一覧
申請及び 問合せ先	〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市税務課固定資産税係（午前8時30分～午後5時15分 平日のみ） 電 話：0966-61-1620 F A X：0966-63-9049 E メール：kotei@city.minamata.lg.jp
提出期限	令和8年1月30日（金） ※令和7年中に取得した資産分の申請期限

6 申請後の手続きについて

- （1） 経済観光戦略課及び税務課職員が現地で対象となる設備投資を確認します。（2月頃）
※ 事前に日程調整をさせていただき、訪問します。
- （2） 経済観光戦略課から奨励措置適用工場等指定書を通知します。（3月頃）
その後、水俣市企業立地条例及び同条施行規則に定められた事項を遵守する旨の誓約書（様式第4号）を提出してください。
- （3） 税務課から固定資産税課税免除決定通知書を通知します。（4月頃）
その後、5月に課税免除額を反映した納税通知書が送付されます。
- （4） 固定資産税課税免除申請は、指定期間中、毎年提出が必要です。課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに申請してください。
- （5） 奨励措置を受ける期間中に、事業の全部又は一部を廃止若しくは中止したとき及び事業主が変更になる場合は届出が必要です。（事前に相談ください。）

7 雇用促進奨励金交付申請について

奨励措置適用工場等指定を受けた工場等の事業開始に伴い、1年以上引き続いて雇用した常用従業員（市内に住所を有している新規雇用者に限る）がいる場合、雇用促進奨励金を交付します。

※ 10万円/人（300万円を限度）

奨励措置適用工場等に係る新規雇用者を雇用した日（事業開始の日の前に雇用した新規雇用者については事業開始の日）から起算して1年を経過した日から30日以内に申請が必要です。

必要書類	<申請時必要書類> ① 雇用促進奨励金交付申請書 ② 新規地元雇用者名簿（別紙1） ③ 労働者名簿の写し（労働基準法第107条の規定によるもの） ④ 社会保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し ⑤ 出勤簿など雇用期間・勤務時間が分かる書類の写し（新規雇用者1年分） ⑥ 新規雇用者の住所が分かる書類（住民票等）
申請及び 問合せ先	〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市経済観光戦略課経済振興室（午前8時30分～午後5時15分 平日のみ） 電 話：0966-61-1628 F A X：0966-62-3311 E メール：keizai@city.minamata.lg.jp
提出期限	奨励措置適用工場等に係る新規雇用者を雇用した日（事業開始の日の前に雇用した新規雇用者については事業開始の日）から起算して1年を経過した日から30日以内